

こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例制定(案)に関する意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について

○意見公募手続の概要

- ・意見募集期間:令和7年9月13日(土)から令和7年10月13日(月・祝)
- ・意見提出方法:電子申請、郵送、ファクス、持参
- ・周知方法:市ホームページ、広報やまと(10月号)、
市内公共施設(市役所、図書館、学習センター等)での資料閲覧
- ・公表資料:こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定について
大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

○意見公募手続の概要

4人 5件

○寄せられたご意見とそれに対する本市の考え方

ご意見の概要	件数	本市の考え方
こども誰でも通園制度より既存の一時預かり事業等の充実を求める	1件	一時預かり事業が、保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対し、本制度は、こどもの成長の観点から、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するための制度とされています。 各事業の目的に応じた子育て支援に努めてまいります。
制度基準はハードルが高く、新たな制度を設けることは実施事業者にとって負担	1件	「こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定について」に示しているとおり、国基準の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであることから、本条例(案)の各基準は国の基準のとおりに設定しております。制度の実施にあたっては、実施事業者の負担を考慮し、実施を希望する事業者の意向を踏まえながら実施してまいります。
就労要件にかかわらず利用できる本制度に期待すると同時に、保育士の待遇改善を求める	1件	本条例(案)に賛成のご意見として承ります。 保育士の待遇改善については、保育行政全体の課題と捉えており、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

こども誰でも通園制度含め、全ての保育料無償化を望む	1件	本制度における保護者負担については、現時点では正式な単価が国から示されておらず、未定とされております。 その他保育料については、今後の施策検討において参考とさせていただきます。
仕事が休みの日でも保育園に預けられるようにしてほしい	1件	いただいたご意見は、今後の施策検討において参考とさせていただきます。